

北
撮
合
同
事
務
所

〒569
-0818

大阪府高槻市桜ヶ丘南町七番二二号

TEL(072)六九五―三―四番
FAX(072)六九四―五―九番

定
款

株式会社T・Hコーポレーション 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社T・Hコーポレーションと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 保育園の経営
- 2 前号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府高槻市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項及びその申込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して請求しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、当該株主総会において議決権を行使することができる各株主に対して、その通知を發するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社の取締役が2名以上あるときは、そのうちの1名を代表取締役として、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

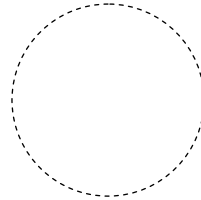
第27条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以上、当会社の現行定款と相違ありません。

平成 年 月 日

大阪府高槻市桜ヶ丘北町2番12号
株式会社T・Hコーポレーション
代表取締役 石橋 晴子



北摂合同事務所

司法書士 馬場 雅 貴
土地家屋調査士

司法書士 馬場 口 祐
行政書士

〒569 大阪府高槻市桜ヶ丘南町7番22号
-0818 TEL.(072)695-3314番
FAX.(072)694-5129番